

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年 4月13日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名

淵上 猛志

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	737,480	
収入合計	3,977,480	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	20,510	19,710	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	50,889	36,281	
広 報 ・ 広 聴 費	2,297,971	1,867,497	
人 件 費	922,372	772,492	
事 務 ・ 事 務 所 費	685,738	544,020	
支 出 合 計	3,977,480	3,240,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 視察	6月11日 11月18日	臨海地域防災訓練視察 各務原市視察
【広報・広聴費】 議会活動報告の作成・配布	4月、7月、10月、1月	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、議会活動報告の40号、41号、42号、43号を作成した。これらを、業者およびボランティアスタッフによるポスティングと街頭配布、郵送での配布も行った。
市政報告会	2月～3月	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、校区地域会館などで市政報告会を開催した。
【事務・事務所費】 事務所の設置	4月1日～ 3月31日	堺市政に関する調査研究、市民意見の聴取、市民相談の場として、堺区新町2-4において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4/5	1		500	-500	この町のかたち研究会学習会参加費	①	
4/5	2		1,060	-1,560	この町のかたち研究会学習会参加時の交通費	①	
4/10		810,000		808,440	政務活動費4~6月分受け入れ		
4/10	3		56,632	751,808	議会活動報告40号印刷代	⑦	
4/10	4		39,572	712,236	事務員給与(3月分)	⑧	
4/10	5		44,080	668,156	事務員給与(3月分)	⑧	
4/11	6		160	667,996	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
4/14	7		64,112	603,884	議会活動報告40号印刷代	⑦	
4/14	8		560	603,324	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
4/16	9		156,528	446,796	議会活動報告40号印刷代	⑦	
4/17	10		240	446,556	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
4/17	11		900	445,656	堺旧港周辺施設の現地調査時の駐車代	①	
4/21	12		1,000	444,656	大阪ヒューマンライツ自治体議員の会学習会参加費	①	
4/21	13		580	444,076	大阪ヒューマンライツ自治体議員の会学習会参加時の交通費	①	
4/22	14		2,039	442,037	ガソリン代	⑦	
4/28	15		5,644	436,393	事務所ネット通信費	⑨	
4/28	16		3,391	433,002	事務所電気代	⑨	
4/28	17		1,157	431,845	事務所コピー機コピー代	⑨	
4/28	18		8,690	423,155	事務所コピー機リース代	⑨	
月 計		810,000	386,845				
累 計		810,000	386,845	423,155			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5/1	19		25,608	397,547	長3封筒代	⑦	
5/1	20		1,344	396,203	マルチプリンタラベルシール代	⑦	
5/6	21		320	395,883	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/9	22		160	395,723	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/12	23		50,036	345,687	事務員給与（ 4月分）	⑧	
5/12	24		49,352	296,335	事務員給与（ 4月分）	⑧	
5/16	25		160	296,175	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/17	26		480	295,695	「こども基本法で界が変わる」参加時の交通費	①	
5/19	27		160	295,535	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
5/19	28		6,128	289,407	マルチプリンタラベルシール代	⑦	
5/19	29		3,210	286,197	事務所ネット通信費	⑨	
5/19	30		5,208	280,989	週刊新社会代	⑥	
5/25	31		1,864	279,125	ガソリン代	⑦	
5/26	32		3,181	275,944	事務所電気代	⑨	
5/27	33		8,690	267,254	事務所コピー機リース代	⑨	
5/28	34		1,163	266,091	事務所コピー機コピー代	⑨	
5/31	35		320	265,771	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
月 計			157,384				
累 計		810,000	544,229	265,771			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
6/3	36		66,792	198,979	議会活動報告40号配布代	⑦	
6/9	37		10,064	188,915	議会活動報告40号印刷代	⑦	
6/11	38		660	188,255	臨海地域防災訓練視察時の駐車代	①	
6/19	39		2,270	185,985	公明新聞代（5月分）	⑥	
6/19	40		44,284	141,701	事務員給与 ■■■■5月分)	⑧	
6/20	41		38,364	103,337	事務員給与 ■■■■5月分)	⑧	
6/26	42		2,057	101,280	ガソリン代	⑦	
6/26	43		3,445	97,835	事務所電気代	⑨	
6/27	44		8,690	89,145	事務所コピー機リース代	⑨	
6/27	45		2,270	86,875	公明新聞代（6月分）	⑥	
6/27	46		2,887	83,988	事務所ネット通信費	⑨	
6/29	47		480	83,508	近畿ブロック大会里親研修会参加時の交通費	①	
6/30	48		693	82,815	事務所コピー機コピー代	⑨	
6/30	49		180	82,635	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
月 計			183,136				
累 計		810,000	727,365	82,635			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7/10		810,000		892,635	政務活動費7月～9月受け入れ		
7/11	50		180	892,455	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
7/14	51		360	892,095	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
7/15	52		720	891,375	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
7/18	53		2,047	889,328	ガソリン代	⑦	
7/18	54		3,046	886,282	事務所ネット通信費	⑨	
7/22	55		34,184	852,098	事務員給与(6月分)	⑧	
7/23	56		27,580	824,518	事務員給与(6月分)	⑧	
7/24	57		180	824,338	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
7/25	58		270	824,068	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
7/25	59		3,850	820,218	事務所電気代	⑨	
7/25	60		28,350	791,868	事務所駐車場代(7～9月分)	⑨	
7/25	61		75,900	715,968	事務所家賃(7月～9月分)	⑨	
7/25	62		2,270	713,698	公明新聞代	⑥	
7/28	63		693	713,005	事務所コピー機コピー代	⑨	
7/28	64		8,690	704,315	事務所コピー機リース代	⑨	
7/31	65		180	704,135	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
月 計		810,000	188,500				
累 計		1,620,000	915,865	704,135			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8/4	66		100	704,035	内川での議会質疑の情報収集時の駐車代	①	
8/4	67		200	703,835	大仙公園での議会質疑の情報収集時の駐車代	①	
8/4	68		330	703,505	大仙公園での議会質疑の情報収集時の電車代	①	
8/6	69		76,230	627,275	議会活動報告41号配布代	⑦	
8/6	70		1,882	625,393	ガソリン代	⑦	
8/6	71		44,080	581,313	事務員給与 (7月分)	⑧	
8/7	72		19,996	561,317	事務員給与 (7月分)	⑧	
8/9	73		589	560,728	週刊文春代	⑥	
8/12	74		175,104	385,624	議会活動報告41号印刷代	⑦	
8/12	75		114,642	270,982	議会活動報告41号印刷代	⑦	
8/26	76		3,071	267,911	事務所ネット通信費	⑨	
8/26	77		2,604	265,307	週刊新社会代	⑥	
8/26	78		4,394	260,913	事務所電気代	⑨	
8/27	79		2,270	258,643	公明新聞代	⑥	
8/27	80		8,690	249,953	事務所コピー機リース代	⑨	
8/28	81		693	249,260	事務所コピー機コピー代	⑨	
8/30	82		1,250	248,010	ガソリン代	⑦	
8/30	83		1,060	246,950	第34回大阪・母と女性教職員の集い 参加時の交通費	①	
月 計			457,185				
累 計		1,620,000	1,373,050	246,950			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 渕上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
9/10	84		35,220	211,730	事務員給与(8月分)	⑧	
9/10	85		31,372	180,358	事務員給与(8月分)	⑧	
9/16	86		2,150	178,208	ガソリン代	⑦	
9/17	87		3,053	175,155	事務所ネット通信費	⑨	
9/21	88		400	174,755	デザインマンホール展視察時の駐車代	①	
9/29	89		693	174,062	事務所コピー機コピー代	⑨	
9/29	90		8,690	165,372	事務所コピー機リース代	⑨	
9/30	91		270	165,102	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
9/30	92		75,900	89,202	事務所家賃(10~12月分)	⑨	
9/30	93		28,350	60,852	事務所駐車場代(10~12月分)	⑨	
9/30	94		4,871	55,981	事務所電気代	⑨	
月 計			190,969				
累 計		1,620,000	1,564,019	55,981			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 渕上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
10/7	95		720	55,261	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/10		810,000		865,261	政務活動費10月～12月受け入れ		
10/14	96		180	865,081	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
10/14	97		2,117	862,964	ガソリン代	⑦	
10/14	98		37,032	825,932	事務員給与（9月分）	⑧	
10/14	99		43,100	782,832	事務員給与（9月分）	⑧	
10/20	100		540	782,292	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
					廃番		
10/23	102		3,136	779,156	事務所ネット通信費	⑨	
10/23	103		3,035	776,121	事務所電気代	⑨	
10/26	104		580	775,541	「堺市里親シンポジウム」参加時の交通費	①	
10/27	105		8,690	766,851	事務所コピー機リース代	⑨	
10/28	106		693	766,158	事務所コピー機コピー代	⑨	
10/31	107		4,700	761,458	朝日新聞代	⑥	
月 計		810,000	104,523				
累 計		2,430,000	1,668,542	761,458			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 洲上 猛志

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11/3	108		1,000	760,458	堺市100人カイギ入場料	①	
11/4	109		180	760,278	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
11/10	110		1,768	758,510	ガソリン代	⑦	
11/10	111		180	758,330	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
11/10	112		175,104	583,226	議会活動報告42号印刷代	⑦	
11/10	113		91,224	492,002	議会活動報告42号印刷代	⑦	
11/10	114		27,675	464,327	議会活動報告42号印刷代	⑦	
11/11	115		37,416	426,911	事務員給与(10月分)	⑧	
11/12	116		37,260	389,651	事務員給与(10月分)	⑧	
11/13	117		270	389,381	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
11/14	118		180	389,201	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
11/14	119		500	388,701	「不当労働行為企業を公共工事からいかに排除するか?」学習会参加費	①	
11/14	120		1,110	387,591	「不当労働行為企業を公共工事からいかに排除するか?」学習会参加時の交通費	①	
11/18	121		6,680	380,911	各務原市視察新幹線代	①	
11/18	122		1,330	379,581	各務原市視察交通費	①	
11/19	123		3,125	376,456	事務所ネット通信費	⑨	
11/26	124		3,281	373,175	事務所電気代	⑨	
11/27	125		4,700	368,475	朝日新聞代	⑥	
11/27	126		8,690	359,785	事務所コピー機リース代	⑨	
11/28	127		697	359,088	事務所コピー機コピー代	⑨	
月計			402,370				
累計		2,430,000	2,070,912	359,088			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
12/7	128		760	358,328	泉州ブロック教育改革フォーラム 参加時の交通費	①	
12/9	129		32,100	326,228	事務員給与 (■■■■11月分)	⑧	
12/10	130		33,120	293,108	事務員給与 (■■■■11月分)	⑧	
12/12	131		1,880	291,228	人権ふれあいセンター使用料	⑦	
12/18	132		1,836	289,392	ガソリン代	⑦	
12/19	133		3,202	286,190	事務所ネット通信費	⑨	
12/23	134		78,408	207,782	議会活動報告配布代	⑦	
12/23	135		28,350	179,432	事務所駐車場代(1~3月分)	⑨	
12/23	136		75,900	103,532	事務所家賃(1~3月分)	⑨	
12/26	137		3,925	99,607	事務所電気代	⑨	
12/29	138		693	98,914	事務所コピー機コピー代	⑨	
12/29	139		8,690	90,224	事務所コピー機リース代	⑨	
12/30	140		1,755	88,469	ガソリン代	⑦	
12/31	141		45,540	42,929	長3封筒代	⑦	
12/31	142		4,700	38,229	朝日新聞代	⑥	
月 計			320,859				
累 計		2,430,000	2,391,771	38,229			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 淵上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
1/6	143		510	37,719	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/9		810,000		847,719	政務活動費1月～3月受け入れ		
1/9	144		49,200	798,519	事務員給与（ 12月分）	⑧	
1/13	145		45,144	753,375	事務員給与（ 12月分）	⑧	
1/15	146		680	752,695	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/16	147		170	752,525	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/19	148		255	752,270	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/21	149		170	752,100	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/25	150		1,853	750,247	ガソリン代	⑦	
1/26	151		255	749,992	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
1/26	152		4,700	745,292	朝日新聞代	⑥	
1/27	153		8,690	736,602	事務所コピー機リース代	⑨	
1/28	154		693	735,909	事務所コピー機コピー代	⑨	
1/28	155		3,640	732,269	事務所ネット通信費	⑨	
1/28	156		5,400	726,869	三宝会館使用料	⑦	
1/29	157		4,115	722,754	事務所電気代	⑨	
月 計			125,475				
累 計		3,240,000	2,517,246	722,754			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2/10	158		385,944	336,810	議会活動報告43号郵送代	⑦	
2/10	159		65,000	271,810	事務所ノートパソコン代	⑨	
2/10	160		92,369	179,441	議会活動報告43号印刷代	⑦	
2/10	161		165,376	14,065	議会活動報告43号印刷代	⑦	
2/10	162		55,488	-41,423	議会活動報告43号印刷代	⑦	
2/12	163		170	-41,593	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/12	164		40,380	-81,973	事務員給与（ 1月分）	⑧	
2/13	165		33,816	-115,789	事務員給与（ 1月分）	⑧	
2/13	166		5,400	-121,189	錦綾地域会館使用料	⑦	
2/13	167		170	-121,359	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/15	168		800	-122,159	「2026堺市政と教育を考える集い」 参加時の駐車代	①	
2/18	169		3,171	-125,330	事務所ネット通信費	⑨	
2/18	170		2,700	-128,030	浅香山校区地域会館使用料	⑦	
2/21	171		510	-128,540	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/22	172		170	-128,710	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/23	173		340	-129,050	駐車代（議会活動報告配布）	⑦	
2/24	174		5,208	-134,258	週刊新社会購読料	⑥	
2/25	175		9,000	-143,258	大仙地域会館使用料	⑦	
2/25	176		2,880	-146,138	錦西校区地域会館使用料	⑦	
2/26	177		4,730	-150,868	事務所電気代	⑨	
2/27	178		4,700	-155,568	朝日新聞代	⑥	
2/27	179		8,690	-164,258	事務所コピー機リース代	⑨	
月 計			887,012				
累 計		3,240,000	3,404,258	-164,258			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会議政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 瀬上 猛志

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3/2	180		1,705	-165,963	事務所コピー機コピー代	⑨	
3/3	181		10,000	-175,963	湊西自治会館使用料	⑦	
3/4	182		400	-176,363	市政報告会駐車代	⑦	
3/8	183		200	-176,563	市政報告会駐車代	⑦	
3/8	184		200	-176,763	市政報告会コピー代	⑦	
3/8	185		427	-177,190	市政報告会用紙コップと飲料代	⑦	
3/10	186		34,056	-211,246	事務員給与(2月分)	⑧	
3/10	187		41,628	-252,874	事務員給与(2月分)	⑧	
3/10	188		136,000	-388,874	市政報告会案内葉書	⑦	
3/10	189		85,000	-473,874	市政報告会案内葉書	⑦	
3/13	190		4,000	-477,874	少林寺校区地域会館使用料	⑦	
3/15	191		4,000	-481,874	市校区老人集会室	⑦	
3/15	192		171	-482,045	市政報告会飲料代	⑦	
3/16	193		6,000	-488,045	湊校区自治会館使用料	⑦	
3/16	194		453	-488,498	市政報告会用紙コップと飲料代	⑦	
3/18	195		5,000	-493,498	安井地域会館使用料	⑦	
3/18	196		10,000	-503,498	英彰校区地域会館使用料	⑦	
3/19	197		195	-503,693	市政報告会用飲料代	⑦	
3/21	198		750	-504,443	ガソリン代	⑦	
3/22	199		170	-504,613	駐車代(議会活動報告配布)	⑦	
3/23	200		9,000	-513,613	神石校区地域会館使用料	⑦	
3/23	201		3,000	-516,613	三国丘校区地域会館使用料	⑦	
3/23	202		420	-517,033	市政報告会用紙コップと飲料代	⑦	
3/24	203		159	-517,192	市政報告会用飲料代	⑦	
3/25	204		4,266	-521,458	事務所ネット通信費	⑨	
3/25	205		3,403	-524,861	事務所電気代	⑨	
3/25	206		415	-525,276	市政報告会用紙コップと飲料代	⑦	
3/26	207		86,394	-611,670	議会活動報告43号配布代	⑦	

3/26	208		200	-611,870	市政報告会コピー代	⑦	
3/26	209		195	-612,065	市政報告会用飲料代	⑦	
3/26	210		3,000	-615,065	錦校区会館使用料	⑦	
3/27	211		8,690	-623,755	事務所コピー機リース代	⑨	
3/30	212		2,813	-626,568	事務所コピー機コピー代	⑨	
3/30	213		28,350	-654,918	事務所駐車場賃料(4~6月分)	⑨	
3/30	214		75,900	-730,818	事務所家賃(4~6月分)	⑨	
3/30	215		159	-730,977	市政報告会用飲料代	⑦	
3/30	216		4,700	-735,677	朝日新聞代	⑥	
3/31	217		1,803	-737,480	ガソリン代	⑦	
月計			573,222				
累計		3,240,000	3,977,480	-737,480			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 海上 猛志

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒	[REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2024年 10月 1日 ~ 2025年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他 (派遣等)		
勤務時間数	12.5 時間 / 週 (1日 6.25 時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1184 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていなことを条件とする。		
備考	交通費支給 ([REDACTED] 往復 680 円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動 + 後援会活動	1 / 2
政務活動 + 後援会活動 + 政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年 10月 1日から 2025年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1184円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2024年 10月 / 日		
雇用者		堺上 猛志
被雇用者		

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 埼玉県 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1184 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間</u> (週勤務時間数) 12.5 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	交通費支給 (XXXXXXXXXX 往復 480円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]	TEL. [Redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与(賃金)	時給 1184円
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2025年 4月 / 日

雇用者

湧上 猛志



被雇用者



参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 瀧上 猛志

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	2025年 10月 1日 ~ 2026年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1248 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考	交通費支給 ([Redacted] 往復 480円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]	TEL [Redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2025年 10月 1日から 2026年 3月 31日まで
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)
給与(賃金)	時給 1248円
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2025年10月 / 日

雇用者

堺上 猛志



被雇用者



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 3 月)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			06:15		有給休暇
4	火			00:00		
5	水			06:15		有給休暇
6	木			00:00		
7	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	水			00:00		
13	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	金			00:00		
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月	10:15	16:30	05:30		休憩45分
18	火			00:00		
19	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	木			00:00		
21	金			00:00		
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月			00:00		
25	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
27	木			00:00		
28	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	金			00:00		
合計				62:15	0:00	
出勤日数						8



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火			00:00		
2	水	12:00	16:30	04:30		
3	木			00:00		
4	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	火			00:00		
9	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	木	09:30	17:00	06:45		休憩45分
11	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	土	09:30	15:45	05:30		休憩45分
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火	09:45	17:15	06:45		休憩45分
16	水			00:00		
17	木	09:30	17:00	06:45		休憩45分
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月	10:15	16:45	05:45		休憩45分
22	火			00:00		
23	水			00:00		
24	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火			00:00		
30	水	10:00	16:30	05:45		休憩45分
合計				79:15	0:00	
出勤日数				13		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金	09:45	16:30	06:00		休憩45分
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火			00:00		
7	水			00:00		
8	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	金			00:00		
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	水			00:00		
15	木			00:00		
16	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
21	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	木			00:00		
23	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			00:00		
27	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	水			00:00		
29	木	09:30	14:15	04:30		休憩15分
30	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	土			00:00		
合計				60:45	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 6 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日			00:00		
2	月			00:00		
3	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	水			00:00		
5	木			06:15		有給休暇
6	金			00:00		
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	水			00:00		
12	木			00:00		
13	金			00:00		
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月			00:00		
17	火	10:15	14:00	03:45		
18	水			00:00		
19	木			00:00		
20	金	09:45	17:15	06:45		休憩45分
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	火			00:00		
25	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	木			00:00		
27	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
28	土			00:00		
29	日			00:00		
30	月			00:00		
合計				54:30	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 7 月)

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
2	水	09:30	16:45	06:30		休憩45分
3	木	09:30	16:45	06:30		休憩45分
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月	09:30	16:45	06:30		休憩45分
8	火			00:00		
9	水			00:00		
10	木			00:00		
11	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月	09:45	16:30	06:00		休憩45分
15	火			00:00		
16	水			00:00		
17	木			00:00		
18	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	水			00:00		
24	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	金			00:00		
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月			00:00		
29	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
30	水			00:00		
31	木	09:45	16:30	06:00		休憩45分
合計				70:00	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金			00:00		
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	火			00:00		
6	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	金			00:00		
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火			00:00		
13	水			00:00		
14	木			00:00		
15	金			00:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	水			00:00		
21	木	09:45	16:30	06:00		休憩45分
22	金			00:00		
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	火			00:00		
27	水			00:00		
28	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	金			00:00		
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				49:45	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	火			00:00		
3	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	金			00:00		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月	09:45	16:30	06:00		休憩45分
9	火			00:00		
10	水			00:00		
11	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	金			00:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			00:00		
16	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	水			00:00		
18	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	金			00:00		
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月			00:00		
23	火			00:00		
24	水	09:45	16:30	06:00		休憩45分
25	木			00:00		
26	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月	09:30	12:15	02:45		
30	火			00:00		
合計				58:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水			00:00		
2	木			00:00		
3	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	水			00:00		
9	木	09:30	16:45	06:30		休憩45分
10	金			00:00		
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
15	水			00:00		
16	木	09:45	16:45	06:15		休憩45分
17	金			00:00		
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	火			00:00		
22	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	木			00:00		
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	火			00:00		
29	水	09:45	16:30	06:00		休憩45分
30	木			00:00		
31	日			00:00		
合計				56:30	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			00:00		
4	火			00:00		
5	水	09:30	16:30	06:15		休總45分
6	木	11:30	16:30	05:00		
7	金			00:00		
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火	09:30	16:30	06:15		休總45分
12	水	09:30	16:30	06:15		休總45分
13	木			00:00		
14	金			06:15		有給休暇
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月	09:30	16:30	06:15		休總45分
18	火			00:00		
19	水			00:00		
20	木	09:30	16:30	06:15		休總45分
21	金			00:00		
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月			00:00		
25	火	09:30	16:30	06:15		休總45分
26	水			00:00		
27	木			00:00		
28	金			00:00		
29	土			00:00		
30	日			00:00		
合計				48:45	0:00	
出勤日数						7

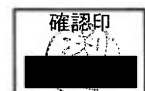


参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月			00:00		
2	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	水			00:00		
4	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	金			00:00		
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月			00:00		
9	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	木			00:00		
12	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			00:00		
16	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
17	水			00:00		
18	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	金			00:00		
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	10:00	16:30	06:00		休憩30分
23	火			00:00		
24	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
25	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	金			06:15		有給休暇
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月			00:00		
30	火			00:00		
31	日			00:00		
合計				68:30	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火	09:45	16:30	06:00		休憩45分
7	水			00:00		
8	木			06:15		有給休暇
9	金			00:00		
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火	09:30	18:00	07:45		休憩45分
14	水			00:00		
15	木			00:00		
16	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	火			00:00		
21	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	木			00:00		
23	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			00:00		
27	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	水			00:00		
29	木			00:00		
30	金			00:00		
31	金			00:00		
合計				51:30	0:00	
出勤日数				7		



参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日			00:00		
2	月			00:00		
3	火			00:00		
4	水	09:30	16:45	06:30		休憩45分
5	木			00:00		
6	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月			00:00		
10	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	水			00:00		
12	木			00:00		
13	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月			00:00		
17	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	水	10:30	18:30	07:15		休憩45分
19	木			00:00		
20	金			00:00		
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月			00:00		
24	火			00:00		
25	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	木			00:00		
27	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	土			00:00		
合計				51:30	0:00	
出勤日数				8		

確認印 XXXXXXXXXX

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 海上 猛志

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年 10月 1日 ~ 2025年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1184 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	交通費支給 ([REDACTED] 往復 480円)		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年 10月 1日から 2025年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日 2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1184円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2024年 10月 1日		
雇用者		堺市 猛志 印
被雇用者		

参考様式第1号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1184 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。	
備考	交通費支給 ([Redacted] 往復 480円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1184円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
	2025年 4月 / 日	
雇用者	湧上 猛志	
被雇用者		

参考様式第 1 号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 湧上 猛志

ふりがな	[Redacted]	
被雇用者の氏名	[Redacted]	
生年月日	[Redacted]	
住所	〒 [Redacted] 環市 [Redacted]	
雇用期間 (雇用開始日)	2025年 10月 1日 ~ 2026年 3月 31日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	12.5時間 / 週 (1日 6.25時間 × 2日 / 週)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1248 円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 6.25時間 (週勤務時間数) 12.5 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考	交通費支給 ([Redacted] 往復 480円)	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。


※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

参考様式第2号

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 住 所	堺市 [Redacted]	TEL [Redacted]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年 10月 1日から 2026年 3月 31日まで	
就業場所	堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 ふちがみ猛志市政相談所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時 30分から 午前・午後 4時 30分まで (うち休憩時間は午後0時から午後0時45分まで)	
休 日	平日2日を勤務日とし、それ以外を休日とする (祝日、年末年始、夏期休暇あり)	
給与(賃金)	時給 1248円	
給与支払	毎月月末締め切り、翌10日払い	
給与振込先	現金手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
		2025年10月 / 日
	雇用者	淵上 猛志 
	被雇用者	[Redacted]

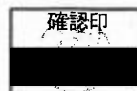
参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 3 月)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			00:00		
4	火	09:30	17:15	07:00		休憩45分
5	水	13:00	17:00	04:00		
6	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	金			00:00		
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月	09:30	17:30	07:15		休憩45分
11	火			00:00		
12	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	木			00:00		
14	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月			00:00		
18	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	水			00:00		
20	木			00:00		
21	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
25	火			00:00		
26	水			00:00		
27	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	金			00:00		
29	土			00:00		
30	日			00:00		
31	月	09:30	17:15	07:00		休憩45分
合計				70:00	0:00	
出勤日数				11		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	水			00:00		
3	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	金			00:00		
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	水			00:00		
10	木	09:30	17:15	07:00		休憩45分
11	金	15:30	16:30	01:00		
12	土	09:30	15:45	05:30		休憩45分
13	日			00:00		
14	月	09:30	17:30	07:15		休憩45分
15	火			00:00		
16	水	09:30	17:15	07:00		休憩45分
17	木			00:00		
18	金	09:30	17:15	07:00		休憩45分
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	木			00:00		
25	金			06:15		有給休暇
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	火			00:00		
30	水			00:00		
合計				78:30	0:00	
出勤日数						12

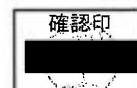


参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火			00:00		
7	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
8	木			00:00		
9	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	火			00:00		
14	水	09:30	17:00	06:45		休憩45分
15	木	09:30	17:00	06:45		休憩45分
16	金			00:00		
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月	09:30	17:00	06:45		休憩45分
20	火			00:00		
21	水			00:00		
22	木	09:30	16:45	06:30		休憩45分
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
27	火			00:00		
28	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	木			06:15		有給休暇
30	金			00:00		
31	土			00:00		
合計				70:45	0:00	
出勤日数						10



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 6 月)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	火					
4	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	木					
6	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
合計				43:45	0:00	
出勤日数				7		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火			00:00		
2	水			00:00		
3	木			00:00		
4	金	09:30	17:00	06:45		休憩45分
5	土			00:00		
6	日			00:00		
7	月			00:00		
8	火			00:00		
9	水			00:00		
10	木			00:00		
11	金			00:00		
12	土			00:00		
13	日			00:00		
14	月			00:00		
15	火			00:00		
16	水			00:00		
17	木			00:00		
18	金			00:00		
19	土			00:00		
20	日			00:00		
21	月			00:00		
22	火			00:00		
23	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	木			00:00		
25	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	土			00:00		
27	日			00:00		
28	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	火			00:00		
30	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	木			00:00		
合計				31:45	0:00	
出勤日数				5		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 8 月)

氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	土			00:00		
3	日			00:00		
4	月			00:00		
5	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	水			00:00		
7	木			00:00		
8	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	土			00:00		
10	日			00:00		
11	月			00:00		
12	火			06:15		有給休暇
13	水			00:00		
14	木			00:00		
15	金			00:00		
16	土			00:00		
17	日			00:00		
18	月			00:00		
19	火			00:00		
20	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	木			00:00		
22	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	土			00:00		
24	日			00:00		
25	月			00:00		
26	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
28	木			00:00		
29	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
30	土			00:00		
31	日			00:00		
合計				56:15	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

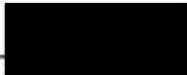
日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月			00:00		
2	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	水			00:00		
4	木			00:00		
5	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月			00:00		
9	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	木			00:00		
12	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月			06:15		有給休暇
16	火			00:00		
17	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	木			00:00		
19	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	火			00:00		
24	水			00:00		
25	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
26	金			00:00		
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月			00:00		
30	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
				00:00		
合計				68:45	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 10 月)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水			00:00		
2	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	金			00:00		
4	土			00:00		
5	日			00:00		
6	月			00:00		
7	火			00:00		
8	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	木			00:00		
10	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
11	土			00:00		
12	日			00:00		
13	月			00:00		
14	火			00:00		
15	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	木			00:00		
17	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	土			00:00		
19	日			00:00		
20	月			00:00		
21	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	水			00:00		
23	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	金			00:00		
25	土			00:00		
26	日			00:00		
27	月			00:00		
28	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	水			00:00		
30	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	金			00:00		
合計				56:15	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土			00:00		
2	日			00:00		
3	月			00:00		
4	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
5	水			00:00		
6	木			00:00		
7	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	土			00:00		
9	日			00:00		
10	月			00:00		
11	火			00:00		
12	水			00:00		
13	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
14	金			00:00		
15	土			00:00		
16	日			00:00		
17	月			00:00		
18	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
19	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	木			00:00		
21	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
22	土			00:00		
23	日			00:00		
24	月			00:00		
25	火			00:00		
26	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	木			00:00		
28	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
29	土			00:00		
30	日			00:00		
				00:00		
合計				50:00	0:00	
出勤日数				8		



参考様式第5号

出勤簿 (2025 年 12 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
2	火			00:00		
3	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	木			00:00		
5	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	土			00:00		
7	日			00:00		
8	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
9	火			00:00		
10	水			06:15		有給休暇
11	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
12	金			00:00		
13	土			00:00		
14	日			00:00		
15	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	火			00:00		
17	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
18	木			00:00		
19	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
20	土			00:00		
21	日			00:00		
22	月			00:00		
23	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
24	水			00:00		
25	木			06:15		有給休暇
26	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	土			00:00		
28	日			00:00		
29	月			00:00		
30	火			00:00		
31	水			00:00		
合計				75:00	0:00	
出勤日数				10		



参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木			00:00		
2	金			00:00		
3	土			00:00		
4	日			00:00		
5	月			00:00		
6	火			00:00		
7	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
8	木			00:00		
9	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	土			00:00		
11	日			00:00		
12	月			00:00		
13	火			00:00		
14	水	09:30	16:30	06:15		休憩45分
15	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
16	金			00:00		
17	土			00:00		
18	日			00:00		
19	月			00:00		
20	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
21	水			00:00		
22	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
23	金			00:00		
24	土			00:00		
25	日			00:00		
26	月			06:15		有給休暇
27	火			00:00		
28	水	09:30	17:30	07:15		休憩45分
29	木	12:45	16:45	04:00		
30	金	09:30	16:30	06:15		休憩45分
31	土			00:00		
合計				61:15	0:00	
出勤日数				9		



参考様式第5号

出勤簿 (2026 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日			00:00		
2	月	09:30	14:30	05:00		
3	火	09:30	16:30	06:15		休憩45分
4	水			00:00		
5	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
6	金			00:00		
7	土			00:00		
8	日			00:00		
9	月	09:30	16:30	06:15		休憩45分
10	火			00:00		
11	水			00:00		
12	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
13	金			00:00		
14	土			00:00		
15	日			00:00		
16	月			06:15		有給休暇
17	火			00:00		
18	水			00:00		
19	木	09:30	15:30	05:15		休憩45分
20	金	09:30	17:15	07:00		休憩45分
21	土			00:00		
22	日			00:00		
23	月			00:00		
24	火	10:15	16:30	05:30		休憩45分
25	水			00:00		
26	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
27	金	15:00	18:00	03:00		勤務場所が異なるため交通費は請求しない
28	土			00:00		
				00:00		
				00:00		
				00:00		
合計				63:15	0:00	
出勤日数						10



参考様式第3号

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

管理責任者 (議員名)	刈上猛志		
事務所名	ふちがみ猛志を育てる会事務所		
所在地	〒 590-0079 堺市堺区新町 2-4 小山電ビル 2F-A1 <div style="text-align: right;">TEL 072 (320) 0103</div>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社小山電気商会)		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	24 m ²	賃借料	月額 50,600 円 (政務活動費充当額 25,300 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	50%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 160 時間のうち 80 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 50% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 50% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	50%	月額 18,900 円 (政務活動費充当額 9,450 円) 【所在地】 会館前モータープール (堺市堺区新町 14-8 内 第 号区画)
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃料改定の覚書

賃貸人 甲 株式会社小山電気商会 (以下、甲という) と賃借人 乙 淵上猛志 (以下、乙という)、平成 26 年 3 月 14 日付 (建物賃貸借) 契約書 第 3 条 (賃料) に関して以下のとおり、改定することに合意し、ここに覚書を交わした。

第 1 条 (改定の内容)

賃料 金 40,000 円/月

共益費 金 6,000 円/月

と改定する。

第 2 条 (改定の期日)

令和 7 年 4 月 1 日より、第 1 条の賃料に改定する。よって、令和 7 年 3 月末日を期限ととする 4 月分賃料支払いから上記金額が適用される。

第 3 条 (原契約との関係)

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 20 日

賃貸人 (甲) 住 所 堺市堺区新町 2 番 4 号
 会社名 株式会社小山電気商会
 氏 名 代表取締役 小山紘隆



賃借人 (乙) 住 所
 氏 名

堺市

以上

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 26 年 3 月 14 日

小山電ビル 2F-A1

有限会社 大和エステート

建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸人 株式会社 小山電気商会 を甲とし、賃借人 洲上 猛志 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

I. 標記
(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町36番地・37番地		
住居表示	堺市堺区新町2番4号		
家屋番号	37番	建物種類	店舗・住宅
建物名称	小山電ビル	住戸番号	2F-A1
構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根	4階建 (目的物の所在階数	2階)
	()		
床面積	約24 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	共同トイレ・共同給湯室		
付属施設			
付記事項			

※記入例→ 施行仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期 および 引渡し日	2年 間とする
平成 26年 3月 14日 より	
終 期 平成 28年 3月 13日 まで	

苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
 - (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外壁（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第3条の賃料等の支払義務
 - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第1条の使用目的遵守義務
 - (2)第11条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3)第12条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4)第13条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

19 登記簿

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の2ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。
尚、解約月の賃料は日割りしないものとする。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の有無を確認し、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(条項)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。
また消費税率に変動があった場合は、乙はその変動に伴い消費税相当額を負担するものとする。なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

抵当権設定の登記後に設定された賃貸借は、抵当権者に対抗し得ない。
競売手続きが開始する前から入居している賃借人は、明け渡し猶予期間が競落後6ヶ月間与えられる。
電気料金については毎月20日に貸主検針とし、電気代及びエアコン動力費用を翌月分賃料と併せて振り込むものとする。

本契約存続中は、管理会社指定の火災保険の加入・更新を条件とし、費用は賃借人負担とする。

保証金設定が無い為、第4条についての全文抹消
契約更新は2年毎とし、次回契約更新時の平成28年4月分賃料から賃料・共益費とは別に、セキュリティ費用として金3,000円(消費税別途)がかかるものとする。
保証会社加入免除に伴い、契約時に平成26年3月分日割り賃料・共益費及び4月分から8月分の賃料・共益費を事前に預かるものとする。借主は平成26年9月以降も当物件の賃借を継続する場合は、平成26年8月末日に9月分の賃料・共益費を貸主の指定口座に振り込み、以降当契約第3条に基づき賃料・共益費を支払うものとする。
平成26年4月1日より消費税が8%になります。(賃料:金30,000円×8%=金2,400円・共益費:金5,000円×8%=金400円)合計賃料:金37,800円 なお今後、消費税の改定があった場合、その税率に順じて支払うものとする。

以上

14
登記簿

Ⅲ. 大阪府暴力団排除条例に基づく特約条項

甲と乙は、大阪府暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)第19条第3項で規定されている、不動産の譲渡等に関する措置等に係る内容を尊重し、その責務を果たすため以下のとおり合意する。

第1条 乙は、本契約に係る物件(以下「本物件」という)を自己または第三者をして、暴力団の活動拠点である施設または施設の区画された部分(以下「暴力団事務所」という)として使用してはならない。

第2条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為を行った場合には、催告をすることなく本契約を解除することができる。

- (1)第1条の義務に違背したとき。
- (2)乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を提示したとき。
- (3)乙が、自己または第三者をして、本物件内および共用部分等に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
- (4)乙が、自己または第三者をして、本物件内、共用部分等およびその他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第3条 乙は、前条に基づき本契約が解除されたときは、本契約第18条(明け渡し条項)が適用されることを確認する。

2. 乙は、甲が前条に基づき、本契約の解除権を行使するに際し、造作物等の買取請求、保存に要した費用および有益費の償還請求、その他一切の損害賠償請求をすることができない。

第4条 乙は、甲または媒介業者が行う、本契約に係る物件を自己または第三者をして、暴力団事務所として使用しないことに関する調査に協力し、甲または媒介業者が同調査に必要と判断する資料を提供しなければならない。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成26年3月14日

甲(賃貸人)

住所 堺市堺区新町2番4号

氏名 株式会社 小山電気商会
(代表取締役 小山真由)



乙(賃借人)

住所 堺市 [Redacted]

氏名 沢上 猛志

(印 [Redacted])

連帯保証人

住所 堺市 [Redacted]

氏名 [Redacted]

(印 [Redacted])

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(3)第50227

事務所所在地 堺市西区鳳町1番6-1

商号(名称) 有限会社 [Redacted]

代表者氏名 稲井 功吉

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪)第074132号

氏名 稲井 功吉

媒介業者

〒590-0976 堺市堺区北新町1丁目1番18号
カンパビル103ビル4階

馬場建物株式会社
代表取締役 小川 恵司
(大阪)第034486号 小川 夏司



◎大阪府暴力団排除条例 抜粋 (平成 22 年大阪府条例第 58 号)

誓約書

第五章 不動産の譲渡等に関する措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第十九条 何人も、自己が譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする府の区域内に所在する不動産(以下「不動産」という。)が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- 二 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 譲渡等をした不動産が暴力団事務所の用に供されることが判明した場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の措置等)

第二十条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の当事者の一方又は双方に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該不動産の譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

貸貸人 株式会社 小山電気商会 殿

下記不動産(以下「本物件」という)の賃貸借契約を締結するにあたり、大阪府暴力団排除条例(平成 23 年 4 月 1 日施行)(以下「条例」という)第 19 条に基づき、貸主が借主に
対し、本物件を暴力団事務所に使用しないことを確認するため、借主は下記のとおり誓約し、
本誓約書 2 通を作成し、署名押印の上、貸主および代理または媒介業者に各 1 通ずつ提出す
る。

記

借主は、条例第 19 条に基づき、借主または第三者をして、本物件を暴力団事務所として使
用しないことを誓約する。

所在地 (住居表示) 堺市堺区新町 2 番 4 号
種 類 事務所

借 主 住 所
氏 名

堺市

濱上 猛志

上記のとおり、代理または媒介業者は、条例第 20 条に基づき借主に対し本物件を暴力団事
務所に使用しないことを確認した。

代 理 住 所 堺市西区鳳東町 5 丁 4 5 6 番 1 アラギビル 2 F
また は 商 号 有限会社 大和エステート
媒介業者 代 表 者 稲井 功吉

以上

以上

※誓約書は、本書面と条例を一部抜粋した誓約書の 2 枚 1 組です。

両面印刷いただくか、左右に並べて印刷するなどしてご使用下さい。

19
年
月
日

平成 26 年 3 月 14 日

年 月 日

賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 》

賃貸人 株式会社 小山電気商会 殿

賃借人 住所 東京都

氏名

荻上 猛 充

(印)

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《 小山電ビル 2F-A1 ^{R070409x1(カード)} 》を賃借しましたが、
「入居使用」にあたり、同建物の鍵 個 (鍵No. ^{H=48x1}) を、本日、確かに受け取りました。
つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意
をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持っ
て貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前
一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、
貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

増改築等承諾についてのお問い合わせ

賃貸人

殿

賃借人 住所

氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を
下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

記

①建物	所在地	
	種類構造	
	工事箇所	
②工事期間	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工事内容	別紙の通り (設計図添付)	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

平成 年 月 日

賃貸人 住所

氏名

印

解 約 通 知 書

通知年月日 年 月 日

賃 貸 人 株式会社 小山電気商会 殿

 物 件 名 小山電ビル (2階 A-1号室)

 賃借人氏名 _____ 印

 TEL _____

賃借人 _____ は建物賃貸借契約を解約し、
 _____ 年 _____ 月 _____ 日に明け渡すことを通知し、確実に履行することを確約致します。万
 一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
 は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所 TEL
預託保証金等 返戻金振込先	宛先名(フリガナ) 金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店 口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No.

解約通知及び連絡先

賃貸人 住 所 大阪府堺市堺区新町2番4号
 氏 名 株式会社 小山電気商会 TEL 072-221-0025

- (注1) この通知書は、明け渡し2ヵ月以上前に提出して下さい。
- (注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
- (注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

駐車場賃借借契約書

令和 2年 4月 1日

下記、署名甲乙当事者間において、次のとおり自動車駐車場使用に関する賃借借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する下記表示場所を駐車場として乙に賃借し、乙はこれを賃借する。但し、甲は下記表示、乙使用駐車場区画を甲の都合により、任意に区画変更することができる。

名称 会館前モータープール 所在地堺市堺区新町 14-8 番地他、内 第2号 区画。

第2条 乙は、上記駐車場区画を乙の使用する下記車両の駐車以外の目的で使用してはならない。但し、乙は、甲の承諾を得て、下記区画を変更することができる

車種 トヨタ アイリス 車両ナンバー [REDACTED]

第3条 賃借借の期間は、令和2年 4月 1日から 令和3年 3月末日までとする。但し、本契約期間満了の際、甲乙当事者間に異議がない場合、賃借借期間を1年間と定め自動更新するものとする。

第4条 賃料は、毎月金 18,900円(消費税込み)とし、乙は毎月20日から月末迄に甲、指定口座に送金し支払うものとする。それに伴う振込み手数料は、乙の負担とする。又、一度でも指定期日を遵守しない場合、甲は乙に対し本契約の解除を行うことができる。

第5条 保証金は、金 47,500円とする。但し、本契約初年度滞り滞り滞りの際、借主乙は、保証金を返還するものとする。

第6条 甲は、本駐車場使用中契約車両の盗難並び、車載物及びその関係者が天災、地震、火災、盗難、紛失、その他の事故等によって損傷又は滅失した場合、一切その責任を負わない。

第7条 乙は、賃借借の譲渡、駐車場の譲渡、他人の車を駐車させる等の行為をしてはならない。

第8条 乙は、甲による区画の承諾を得ないで、駐車場の現状を加工、動作等の変更、新たな物件・設備の設置等、一切手を加えてはならない。又、乙使用区画内においても、契約車両以外、如何なる動産物の持ち込みも禁止する。

第9条 乙は、本駐車場内に火災、爆、その他危険物、又は、臭気、騒音を放つ物及び場内を汚染・汚損する恐れのある物を持ち込んではない。

第10条 乙は、車両の出し入れに際し、空吹かし等の迷惑行為を避け、静粛に行動しなければならない。又、乙使用区画内から契約車両を越境させ駐車する等の行為をし、他の契約者、周辺住民に迷惑を与えてはならない。

第11条 乙または、その関係者が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備、他の車両及びその車載物又は、周辺の第三者の建物及びその付帯物並びに所有物に対し、損傷、火災その他の損害を与えた際、乙は実際にこれを賠償する責任を負う。甲は、一切その責任を負わない。

第12条 乙は、甲から明け渡し請求を受けた際、契約期間満了前であっても、請求後ヶ月以内に、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。その際、乙は甲に対し、返却料その他如何なる請求もしてはならない。

第13条 乙は、甲に対し、本契約の解約を請求する際、1ヶ月以上前に予告し解約の申請をしなければならない。本契約期間満了前日の解約は上記保証金を放棄するものとする。又、解約時の契約終了期日は月単位で行うものとする。

第14条 乙が本契約内容に違反した際、甲は警告その他何等の手段を要せず、直ちに契約、解除することができる。

第15条 本契約が解約、解除その他の事由により終了した際、乙は直ちに、本駐車場内から車両を搬出し明け渡さなければならない。

第16条 乙が第15条の義務を履行しない際、乙は、本契約終了日の翌日から明け渡し完了する迄、毎月規定の賃料の倍額を損害金として甲に支払わなければならない。又、甲は理由の如何を問わず、乙の車両を搬出することができる。乙は、これに要した費用一切を甲に支払うものとする。

第17条 本契約に関する訴訟・調停は本契約所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

以上、本契約の成立の証として、本頁を2通作成し甲乙署名捺印のうえ、各々1通を保管する。

※ 駐車場代金・保証金振込み先

三菱UFJ銀行 堺支店 普通 店舗 205 口座番号 [REDACTED]

但書 5条削除 隣接飲食店関係者(店主を含む)の車の駐車を促す。

〒590-0079 堺市堺区新町2-4

賃借主(乙)住所

小山電ビル2F-A1

氏名

浅上 猛志

電話番号

072-320-0103

賃借主 (甲)住所堺市

Tel [REDACTED]

590-0079

大阪府堺市堺区
新町2-4
小山電ビル2F-A1

お問合せ先
担当支店 関西営業部 営業一課
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

ふちがみ猛志を育てる会

御中



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

三菱HCビジネスリース株式会社



431111 09141 0001512#

0001/0003 0003173

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】						
契約番号		リース期間	48ヶ月			
契約種別	リース	リース期間開始日	2023/08/31	リース期間満了日	2027/08/30	
販売店名	株式会社 阪南ビジネスマシン	月額	リース料	15,800円	リース料	758,400円
代表物件名	複合機		消費税等	1,580円	消費税等	75,840円
			お支払額	17,380円	お支払額	834,240円
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	27日	お支払方法	口座振替	

【お支払引落口座】					
金融機関名	三菱UFJ銀行堺東支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	フチガミタケンオソダテルカイ				

【お支払内容】 (単位:円)												
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	
			リース料	消費税等					リース料	消費税等		
1	2023/10	17,380	15,800	1,580	816,860	31	2026/03	17,380	15,800	1,580	295,460	
2	2023/10	17,380	15,800	1,580	799,480	32	2026/04	17,380	15,800	1,580	278,080	
3	2023/11	17,380	15,800	1,580	782,100	33	2026/05	17,380	15,800	1,580	260,700	
4	2023/12	17,380	15,800	1,580	764,720	34	2026/06	17,380	15,800	1,580	243,320	
5	2024/01	17,380	15,800	1,580	747,340	35	2026/07	17,380	15,800	1,580	225,940	
6	2024/02	17,380	15,800	1,580	729,960	36	2026/08	17,380	15,800	1,580	208,560	
7	2024/03	17,380	15,800	1,580	712,580	37	2026/09	17,380	15,800	1,580	191,180	
8	2024/04	17,380	15,800	1,580	695,200	38	2026/10	17,380	15,800	1,580	173,800	
9	2024/05	17,380	15,800	1,580	677,820	39	2026/11	17,380	15,800	1,580	156,420	
10	2024/06	17,380	15,800	1,580	660,440	40	2026/12	17,380	15,800	1,580	139,040	
11	2024/07	17,380	15,800	1,580	643,060	41	2027/01	17,380	15,800	1,580	121,660	
12	2024/08	17,380	15,800	1,580	625,680	42	2027/02	17,380	15,800	1,580	104,280	
13	2024/09	17,380	15,800	1,580	608,300	43	2027/03	17,380	15,800	1,580	86,900	
14	2024/10	17,380	15,800	1,580	590,920	44	2027/04	17,380	15,800	1,580	69,520	
15	2024/11	17,380	15,800	1,580	573,540	45	2027/05	17,380	15,800	1,580	52,140	
16	2024/12	17,380	15,800	1,580	556,160	46	2027/06	17,380	15,800	1,580	34,760	
17	2025/01	17,380	15,800	1,580	538,780	47	2027/07	17,380	15,800	1,580	17,380	
18	2025/02	17,380	15,800	1,580	521,400	48	2027/08	17,380	15,800	1,580	0	
19	2025/03	17,380	15,800	1,580	504,020							
20	2025/04	17,380	15,800	1,580	486,640							
21	2025/05	17,380	15,800	1,580	469,260							
22	2025/06	17,380	15,800	1,580	451,880							
23	2025/07	17,380	15,800	1,580	434,500							
24	2025/08	17,380	15,800	1,580	417,120							
25	2025/09	17,380	15,800	1,580	399,740							
26	2025/10	17,380	15,800	1,580	382,360							
27	2025/11	17,380	15,800	1,580	364,980							
28	2025/12	17,380	15,800	1,580	347,600							
29	2026/01	17,380	15,800	1,580	330,220							
30	2026/02	17,380	15,800	1,580	312,840							

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	富士フイルムビジネスイノベーション	型式	Apeos C2570
	物件設置場所	大阪府堺市堺区新町2-4 小山電ビル2F-A1		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			



参考様式第4号

出張報告書

2025年 11月 18日

会派の名称・議員氏名 刈上 猛志

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

かかみがはら支援学校の視察

2. 期間 2025年 11月 18日(火)～ 年 月 日()

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	11月 18日(火)	10:00～17:00	岐阜県 各務原市
②	月 日()	～	
③	月 日()	～	
④	月 日()	～	

4. 面談者

各務原市教育委員会 教育長 丹羽 章氏

各務原市立かかみがはら支援学校 校長 XXXXXXXXXX 氏

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

別紙参照

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

整理番号 121、122

かがみがはら支援学校の視察レポートとして、以下、所感を報告します。

①県立があるのに市立でも設置した経緯

そもそも岐阜県では、県立の支援学校（小学部と中等部）が県内全域に設置されています。ただ、各務原市にはそれがなく、各務原市の障がいを持った子どもたちは、長時間をかけて他市の支援学校に通っていました。

一方、ずいぶん昔から、支援学校の高等部、それも軽度の知的障害だけを対象にした高等部を、市立で設置していて、「小学部と中等部があれば、市内で一気通貫になるのに」、「身体障害や重度知的障害の子も市内で見えあげられたら」という意見が根強かったそうです。そして、兼ねてより市議会議員としてその主張をしていた浅野健司さんが市長となり、ことが一気に動いたそうです。

総工費は 81 億円。うち各務原市の負担は 57 億円。また、ランニングコストとして毎年 2 億円の市負担です。一般会計が 720 億円（R7 実績）の各務原市には非常に大きな額です。

子どもの負担に目を背け、県立の支援学校に任せていれば発生しなかった財政負担ですから、市長の並々なる思いがこれだけでも伝わってきました。「各務原の子どもは各務原で育てる」という職員さんのその言葉に胸を打たれました。



※かがみがはら支援学校の正面

②施設の充実ぶりに感動の連続

校舎に入ってすぐにあるのが、エントランス空間にもなっている図書室です。解放感いっぱい、登校時にここで本を読んで、気持ちを落ち着かせて教室に向かう子どもも多いそうです。



※写真左下のスロープで2階へ上がれる

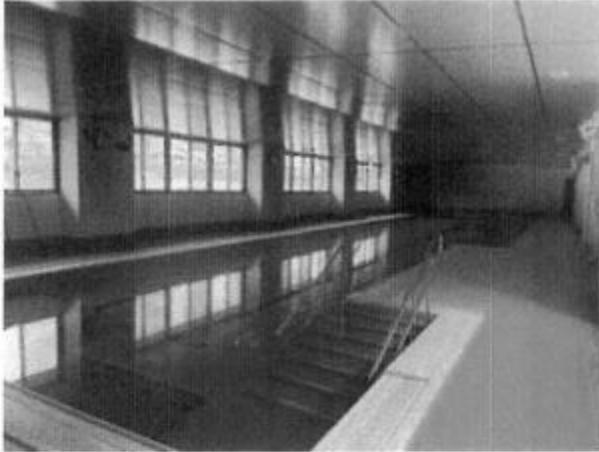


※吹き抜けの2階から撮影

このエントランスを覆うようにらせん状のスロープがあり、車いすの子どもがエレベーターを使わずして、2階へ上がれます。

一方、このエントランスの『両端』に、つまり2基もエレベーターが設置されているのです。

プールは驚くことに温水プールです。



昨今の猛暑で、暑さ指数によって屋外プールでは授業ができない日もあります。支援学校の子は、予定変更が苦手な子が少なくありません。プールを楽しみにしてきた子が、突然の中止に混乱しないようにとの配慮だそうです。

重度障害の子が使う教室には、床暖房がついています。

イスに座ることができず、床に寝転がる子がいるためです。たしかに、冷たい床に寝転がるのはかわいそうだから、とのことでした。

子どもが心を落ち着かせるためのカームダウンスペースは、校舎のあちらこちらに。

重度障がい児が光や音、においでリラックスできるスヌーズレンルームには、温水のウォーターベッドが用意されています。

校庭の遊具は、障がい児でも遊びやすいインクルーシブ遊具です。車いすの子でも楽しめるような配慮もなされています。



児童会・生徒会室を設置することが、校舎設計段階から想定されており、これは障がいの有無に関係なく、ちゃんと一人の子どもとして尊重している証と言えるでしょう。

施設のそれぞれの充実ぶりもさることながら、その一つひとつに「設置理由」があり、そこに各務原市の支援教育に対する哲学と、子どもに寄り添う姿勢が感じられました。

また、そもそも現在の児童生徒数よりも、かなり大きめに作られています。今後、増加することがあっても、教育水準を維持できるようにするためです（現在は余剰の教室を集会室などにして利用しています）。「いつか子どもは減るはずだから」と、ギリギリまで手をこまねき（財政負担を拒んで）、結果的に百舌鳥支援学校をパンクさせてしまった堺市とは大違いです。

③地域に開かれた支援学校

ハード以上に感心したのが、ソフト面です。

月に一回、この学校ではカフェ（ひばり喫茶）がオープンします。

運営するのは子どもたち、お客さんは地域の方々です。これは授業の一貫で、お菓子作りや、接客の体験教育の場になっていますし、一方地域の方にとっては交流の場であり、子どもたちの頑張りに力をもらう場にもなっています。毎回、行列ができ、「もっと回数を増やして」の声があるそうです。



地域にある人気のカフェのオーナーが、ボランティアで子どもたちを指導によるものらしく、地域と支援学校が繋がる素晴らしい取り組みだと思えます。

体育館などの施設は地域の方々にも開放されていますし、子どもの障がいに関する相談コーナーも設けられています。

先述のエントランスの図書室は、地域の学校の遠足の目的地にもなっているそうです。すぐとなりが体育館なので、そこも含めて、遠足で来た子どもたちが遊び、そして支援学校の子どもたちと交流していきます。

こうした地域への開かれた姿勢が、日常的な支援学校の運営にプラスに働くのはもちろん、長い目で見て、各務原市における障がい者への理解にも繋がっていくのだらうと思います。

④市長の思いとトップセールス

市長から「節約」を求められることはなく、「いいものを作ること」を強く求められたそうです。その結果が、57億円の市費負担なのでしょう。

財政当局は苦勞されたことでしょうか、その市長の子どもへの強い思いに呼応して、この施設には1億円以上の寄附が集まったそうです。建設総額から見ればわずかかもしれませんが、自治体の規模からすると、非常に大きな額です。

先述のインクルーシブ遊具も、それ自体が寄附されたものだそうです。

支援学校の建設中、担当した職員のもとには、市長から夜な夜な電話がかかってくる、「今、〇〇会社の社長と一緒にいて、支援学校建設に協力してくれるそうだから、明日、副市長と一緒に説明に行ってくれ」などと言われ、翌日出動。そうして、どんどんと寄附が集まったそうです。まさにトップセールスです。

市長が本気だから、周りも本気になる。そして、協力する。堺市長にもその姿勢を求めていきたいと思います。

以上

「各務原の子どもは各務原で育てる」

職員さんのその言葉に胸を打たれました。

様式第13号 (第6条関係)

備品台帳

会派の名称・議員氏名 浪上猛志

購入年月日	品名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2026年 2月10日	FMUU75J3B	1-ト パソコン	¥130,000.-	¥65,000 (按分率 50%)	5 年	2031年 2月10日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。